

## 6 図面作成

## 6 図面作成

### 6.1 設計図

#### 1 作図の条件

- 1) 正確、かつ、簡単明瞭であること。
- 2) 方眼一目盛りを1mとして作図すること。
- 3) 単位は、長さをメートル、管径をミリメートル（呼び径）で表すこと。
- 4) 原則として配管部分は濃度一定の鉛筆仕上げとし、案内図及び他の部分は黒インク（又は青インク）仕上げとすること。

ただし、案内図については鉛筆仕上げとしてもさしつかえない。

- 5) 設計図に用いる図記号は、図記号表によること。
- 6) 設計図は、左上に案内図（方位を合む）、その下方に平面図、右側に立面図を配置するものとし、これらの向きは同一方向とすること。

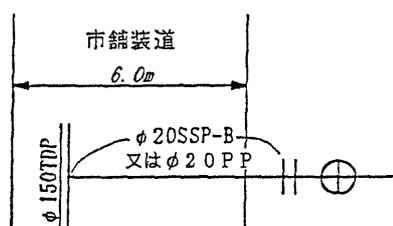
#### 2 案内図（方位を含む。）の作成

- 1) 方位は、原則として、北を図面上方とすること。
- 2) 案内図の縮尺は1/2500を原則とし、必ず目安となる建築物等（官公庁、学校、公園又は大きな建物）及び付近建築物に係る水栓番号を図示すること。
- 3) 案内図は作図を原則とするが、集団工事等の場合で図面管理上支障がない場合は貼付してもさしつかえない。
- 4) 設計図面を添付する場合においても設計書に記載すること。

#### 3 平面図の作成

- 1) 道路の区分（国道、県道、市道、町道及び私道の別）、種別（舗装、砂利等）及び幅員並びに当該建築物、給・配水管の配管状況（管種、口径の記載を合む。）及び給水器具等を図示すること。

例 図



- 2) 局部的に説明を加える必要がある場合には、拡大詳細図を付記すること。
- 3) 給湯配管は、別に作図すること。
- 4) 既設給水管からの分岐新設工事の場合は、配水管分岐箇所から量水器までの既設給水管を作図すること。

また、既設給水管からの増設・改造工事の場合は、配水管分岐箇所からすべての配管を作図すること。

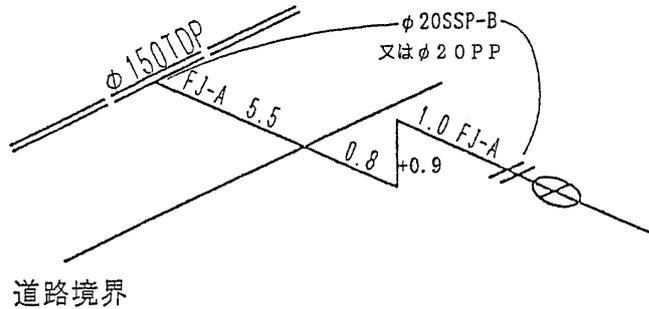
- 5) 設計図面を添付する場合においても建築物の外形及び屋外の主要配管は、設計書に記載すること。

また、受水槽式の場合は、受水槽までの配管を設計書に図示すること。

#### 4 立面図の作成

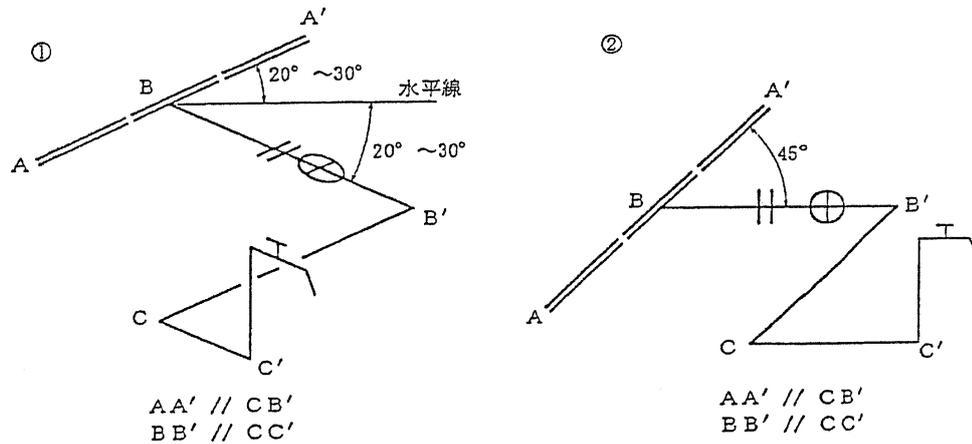
- 1) 給・配水管の配管状況（管種、口径、距離の記載を合む。）及び給水器具等を図示すること。
- 2) 布設延長は、公道内と宅地内とが判別できるように、例図を参考に図示すること。

例図



- 3) 局部的に説明を加える必要がある場合には、拡大詳細図を付記すること。
- 4) 立面図は、配管を明瞭とし、例図を参考に作成すること。

例図



- 5) 原則として、配水管（又は給水管）と同方向の給水管は、すべて配水管（又は給水管）と平行になるように図示すること。

また、給水管取り出し方向と同方向の給水管は、すべて取出し給水管と平行になるように図示すること。

- 6) 給湯配管は、別に作図すること。
- 7) 既設給水管からの分岐新設工事の場合は、配水管分岐箇所から量水器までの既設給水管を作図すること。

また、既設給水管からの増設・改造工事の場合は、配水管分岐箇所からすべての配管を作図すること。

- 8) 水路、下水開渠、暗渠等を横断して配管する箇所は、配管詳細図を付記すること。
- 9) 公道部分が口径75mm以上の給水管は、配水管分岐箇所から量水器までの配管詳細図を付記すること。
- 10) 青焼等の設計図面を添付する場合においても建築物の外形及び屋外の主要配管は、設計書に記載すること。

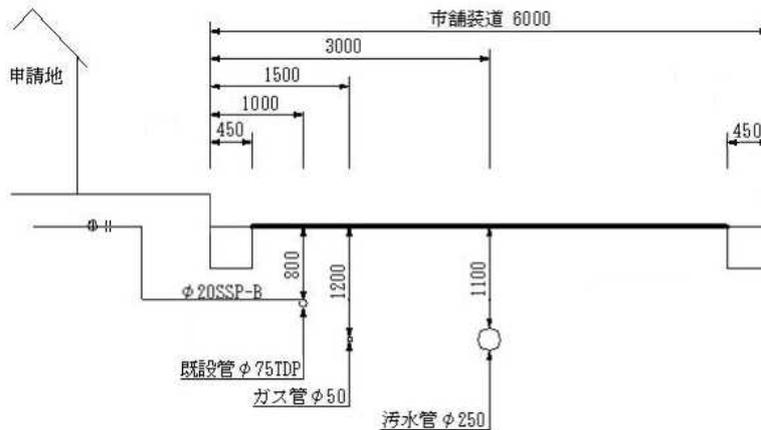
また、受水槽式の場合は、受水槽までの配管を設計書に図示すること。

5 断面図の作成

- 1) 縮尺はフリーとすること。
- 2) 道路区分（国、県、市、町及び私道の別）、道路幅員及び種別を図示すること。
- 3) 給・配水管の埋設状況（管種、口径の記載を合む。）を図示すること。
- 4) 工業用水管及びその他の地下埋設物（電気・電話線、ガス管、下水道管等）の位置を明記すること。

道路埋設断面図

A-A' S=F



6 その他

- 1) 設計図面を添付する場合、J I S規格のA 2版以下を標準とし、明瞭なものであること。
- 2) 受水槽以下の給水装置の設計図面を参考として添付する場合は、配管図のみの図面とすること。
- 3) 設計図には、縮尺1/500の管理図番号を記載すること。
- 4) 設計図の使用材料欄には、ライニング鋼管及び樹脂系管類の継手、量水器以降のステンレス鋼管の継手を除く、すべての使用材料を記載すること。  
また、ステンレス鋼管及び波状ステンレス鋼管は、表6. 1. 1 に示すフレキシブル継手の寸法を差し引いた長さを記載すること。

表6. 1. 1 差し引いた寸法表 単位：m

種別	FJ-A				FJ-B			FJ-FA	PJ-FT	PJ-FM
	呼 び 長 さ									
口径	350	600	700	800	350	500	800	800	150	500
13	-	-	-	-	0.4	0.6	-	-	-	-
20	0.6	0.8	-	-	0.4	0.6	-	-	-	-
25*20	-	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-
25	-	-	0.9	-	-	0.6	-	-	-	-
40	-	-	-	1.1	-	-	0.9	-	-	-
50*40	-	-	-	-	-	-	-	1.1	0.15	-
50	-	-	-	-	-	-	-	1.1	0.15	0.5

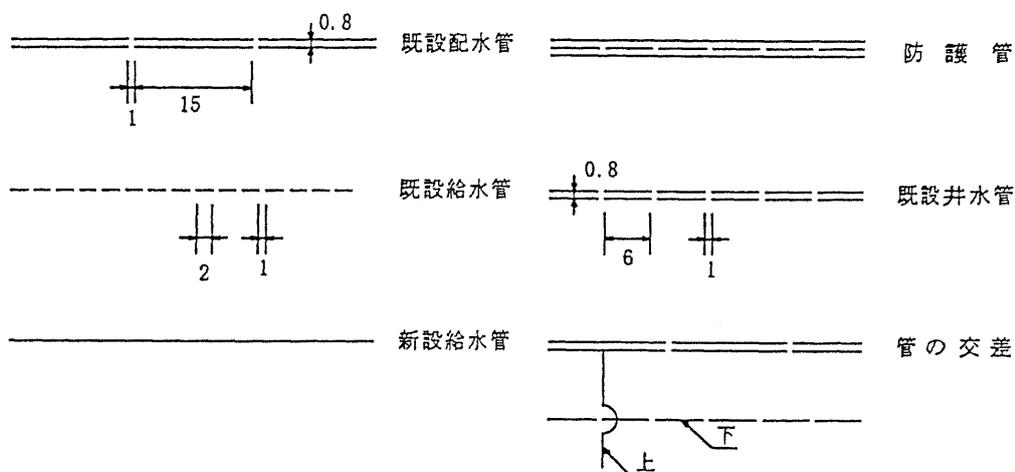
7 図記号表

1) 管種記号

管 種 記 号 表

管 種	記 号	管 種	記 号
ステンレス鋼鋼管(304)	S S P - A	耐熱性硬質塩化 ビニルライニング鋼管	S G P - H V
ステンレス鋼鋼管(316)	S S P - B	硬質塩化ビニル管	V P
波 状 管	C S S T	耐衝撃性硬質 塩化ビニル管	H I V P
フレキシブル継手 F J - A	F J - A	ポリエチレン管	P P
フレキシブル継手 F J - B	F J - B	K形 ダクタイル鋳鉄管	K D P
ビニルライニング鋼管A	S G P - V A	T形 ダクタイル鋳鉄管	T D P
ビニルライニング鋼管B	S G P - V B	N S形 ダクタイル鋳鉄管	N S D P
ビニルライニング鋼管D	S G P - V D	G X形 ダクタイル鋳鉄管	G X D P
ポリエチレン粉体 ライニング鋼管A	S G P - P A	石綿セメント管	A C P
ポリエチレン粉体 ライニング鋼管B	S G P - P B	銅 管	C P
ポリエチレン粉体 ライニング鋼管D	S G P - P D	架橋ポリエチレン管	X P E P
鉛 管	L P	ポリブテン管	P B P

2) 配管平面記号



3) 水栓及び器具類の記号

① 平面記号

平面記号

水栓器具類	記号	水栓器具類	記号
量水器		空気弁 (単口)	
仕切弁		空気弁 (双口)	
ソフトシール仕切弁		排水栓	
ストップバルブ		栓 (プラグ)	
ボール式伸縮止水栓		給水栓	
ボール止水栓 伸縮可とう・乙型		混合水栓	
甲止・分岐水栓		ボールタップ	
乙・丙止水栓		フラッシュバルブ	
消火栓 (単口)		ガス湯沸器	
消火栓 (双口)		逆止弁・減圧逆止弁	
消火栓 (地上式)		増圧装置	
消火栓 (室内)		ヘッダー	
		その他の特殊器具	

※ 給水栓の記号 ..... 出水方向を表す。

② 立面記号

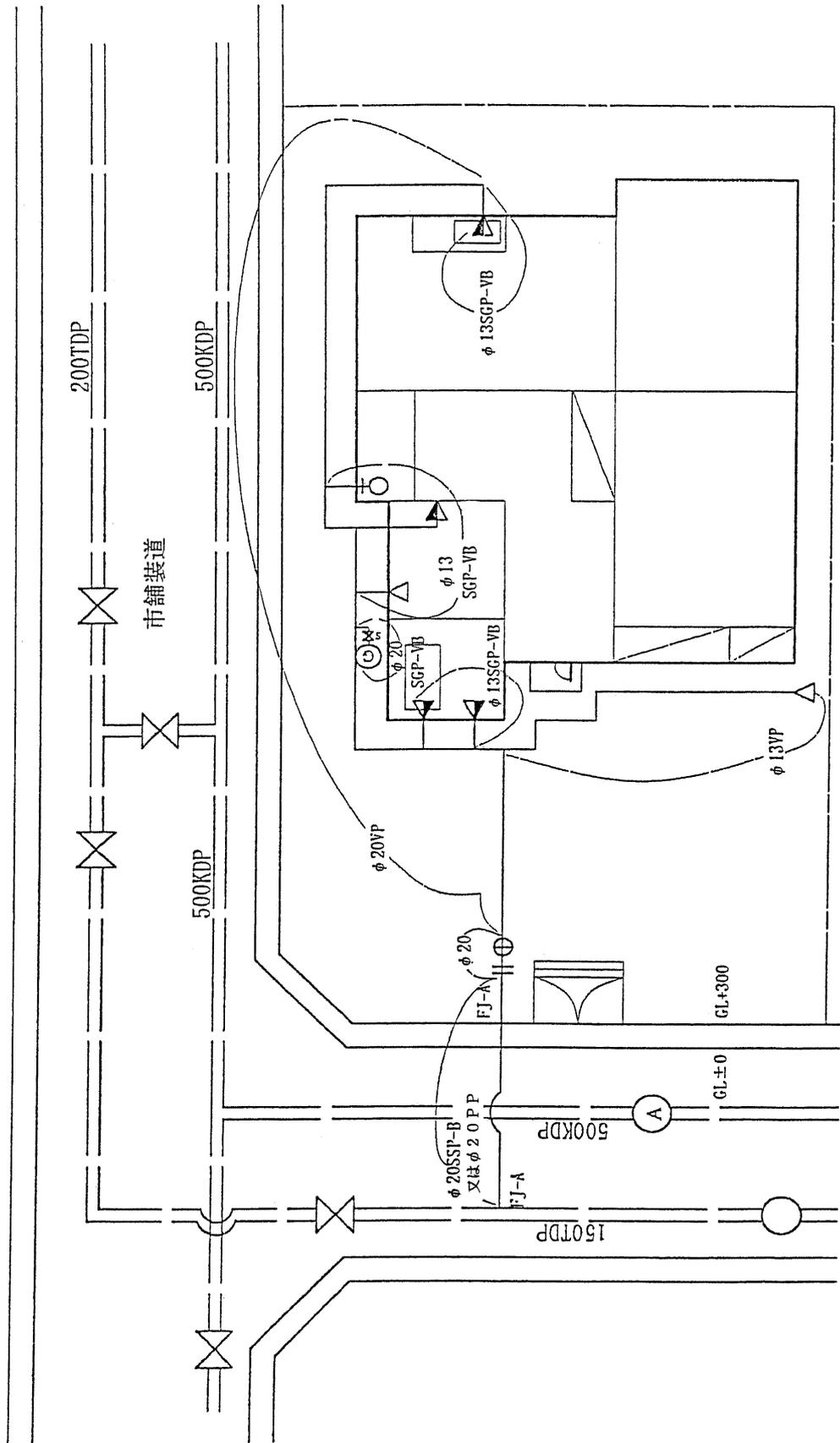
立面記号

給水栓	混合水栓	シャワーヘッド	ガス湯沸器	ボールタップ	フラッシュバルブ	その他

- 注1) 立面図はすべて実線とし、指定のない立面記号は平面記号と同じとする。  
 2) その他の特殊器具については、立面図に品名を記入する。

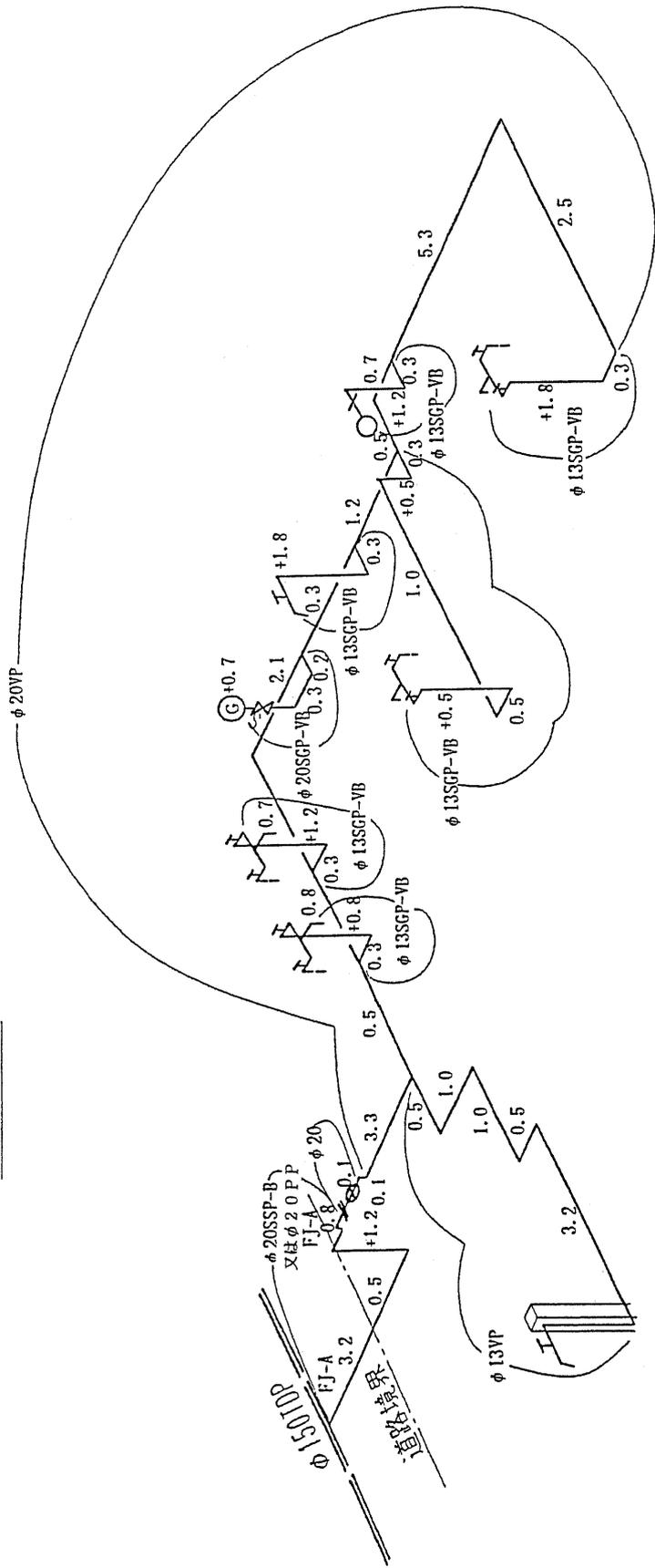
# 標準圖

## 平面圖

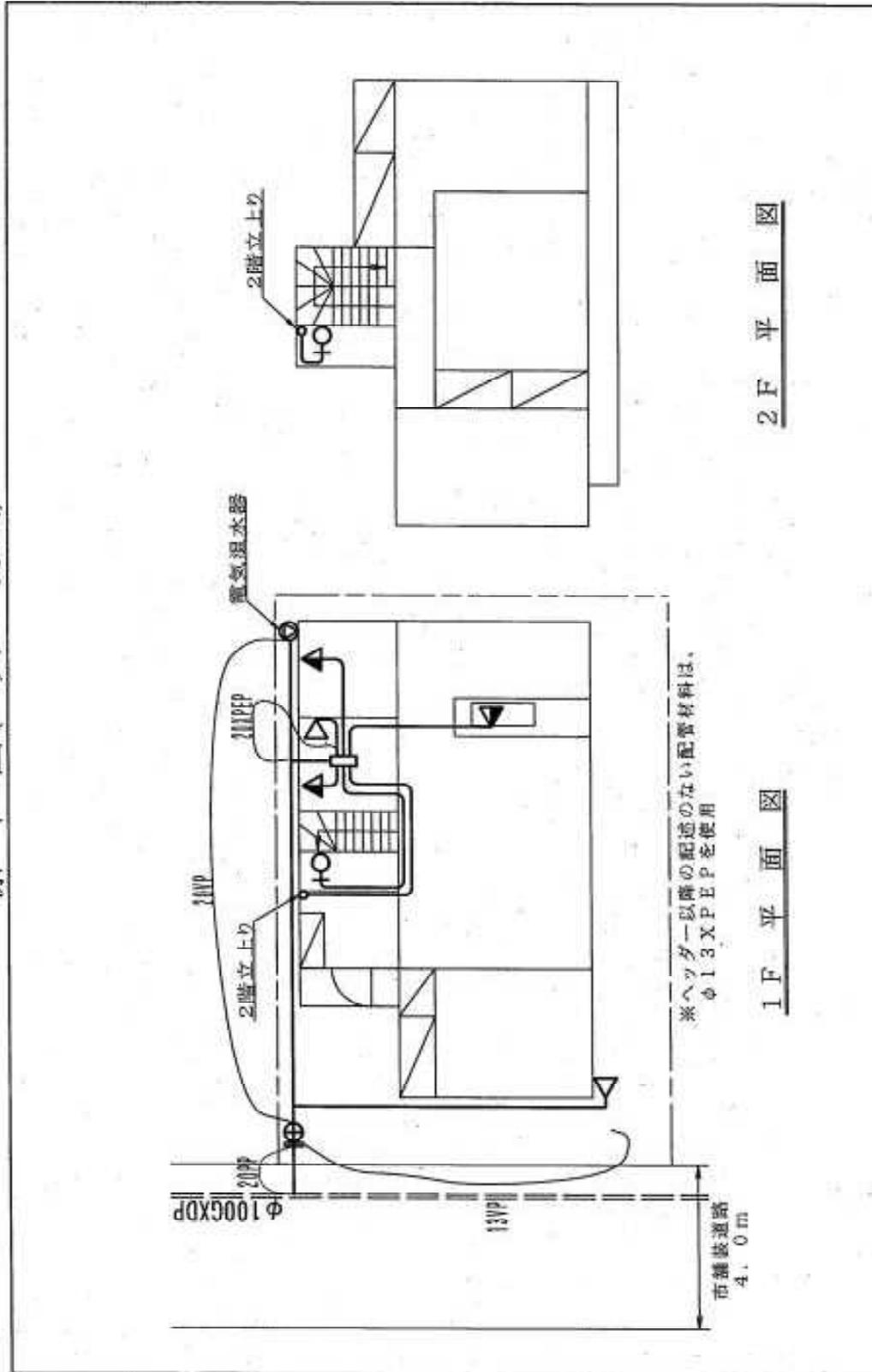


# 標準図

立面図



# 標準図(ヘッダー方式)

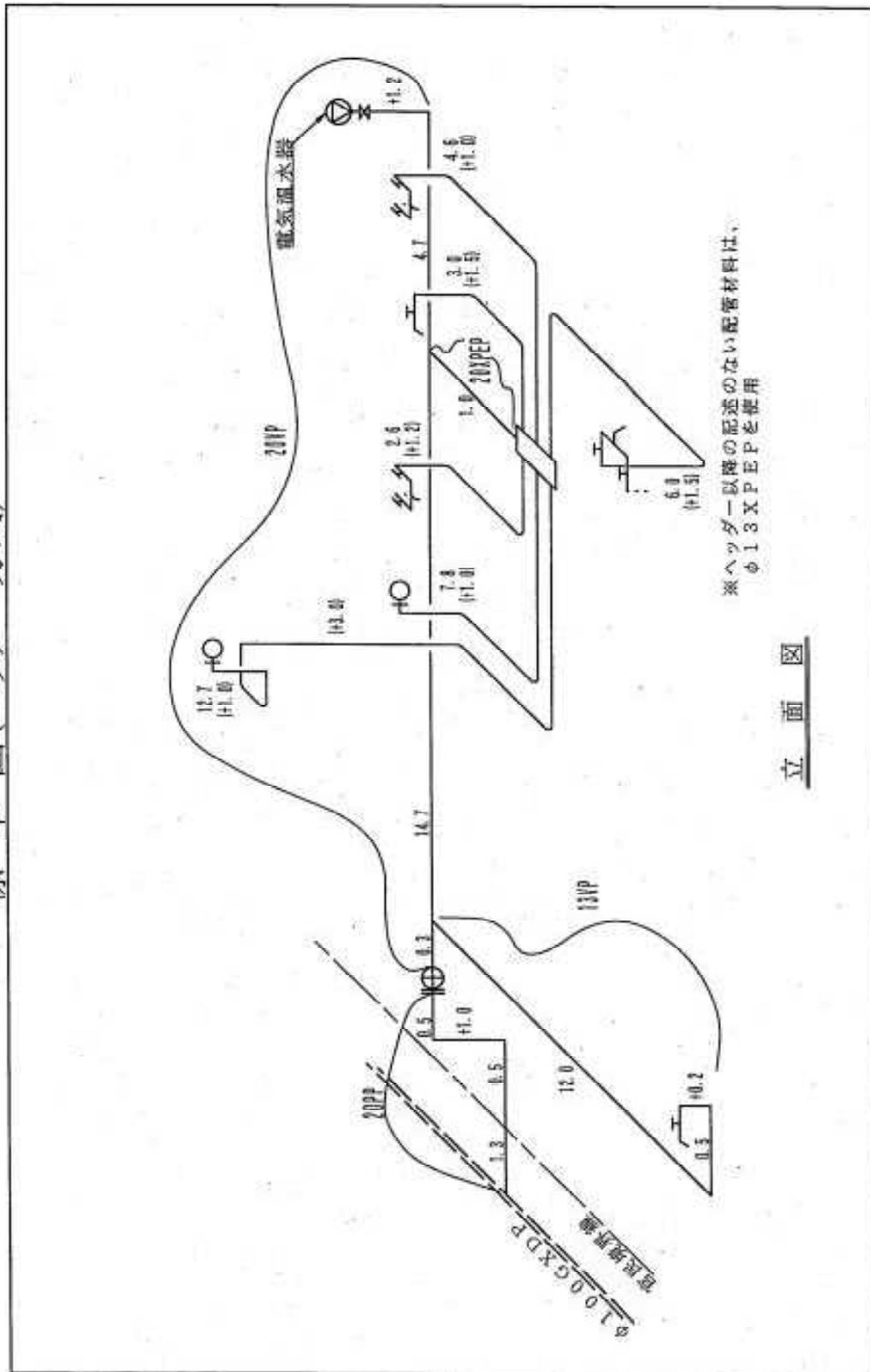


2F 平面図

1F 平面図

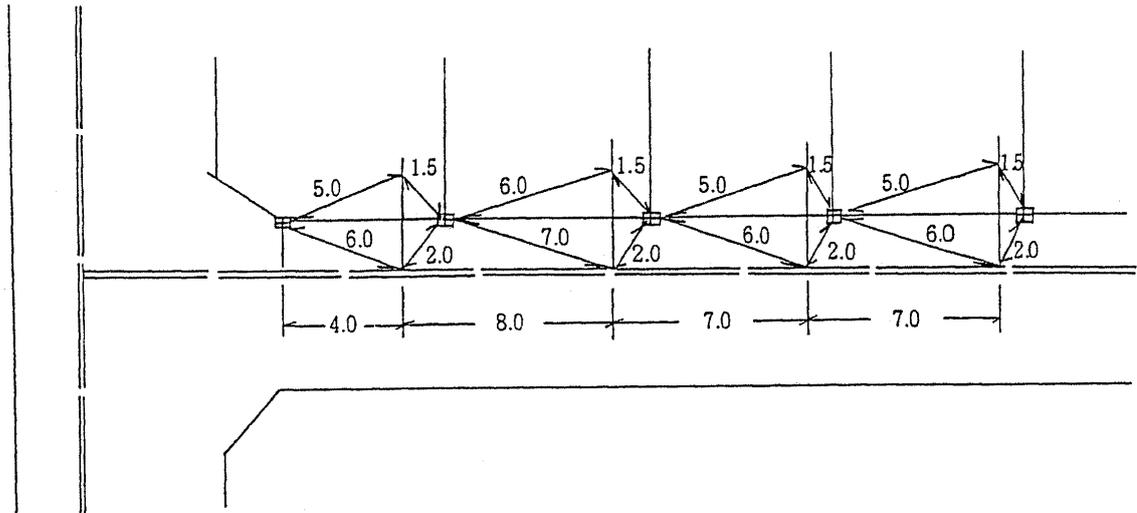
※ヘッダー以降の配管のない配管材料は、  
 $\phi 1.3XPPEP$  を使用

# 標準図(ヘッド方式)

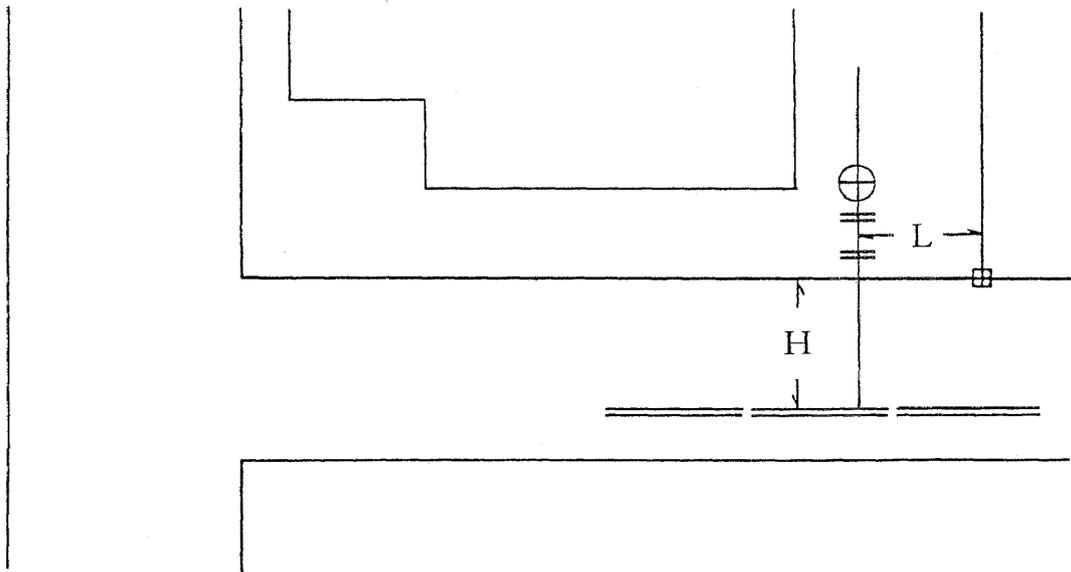


立面図

オフセット標準図（一部先行工事の場合）



配管の土被り及び給・配水管の埋設位置のオフセット標準図



D = 配水管の土被り (mm)

H = 官民境界より給・配水管埋設位置までの水平距離 (mm)

L = 用地境界より給水管引込位置までの水平距離 (mm)

d = 給水管の土被り (mm)

## 6.2 設計変更図

設計変更図は、設計図の作成方法により作成する。

## 6.3 完成図

### 1 設計図（平面図、立面図）の訂正

完成図は、給水装置工事完成後、速やかに設計図と現地との照合確認を行い、訂正がある場合には設計図の作成方法により作成するものとする。

なお、新設及び改造工事については、当該箇所の1 / 500 管理図写しに給水装置取り出し及び布設位置等並びに家屋を図示（修正）したものを作成する。

### 2 オフセット図

給水管布設後、維持管理上必要な箇所のオフセットを測定し、完成図に記載すること。

- ① オフセットの測点は、天災地変等に左右されにくい一定不変のものであることを必須要件とし、消火栓、マンホール、電柱、境界杭等とすること。
- ② 分岐位置、第1止水栓及び標示杭等（標示びょう、標示プレートを含む。）のオフセットの測点は、3点以上とすること。
- ③ 配水管の土被り及び給・配水管の埋設位置のオフセットは、図 6. 3. 1 を参考とすること。

図 6. 3. 1

オフセット標準図

